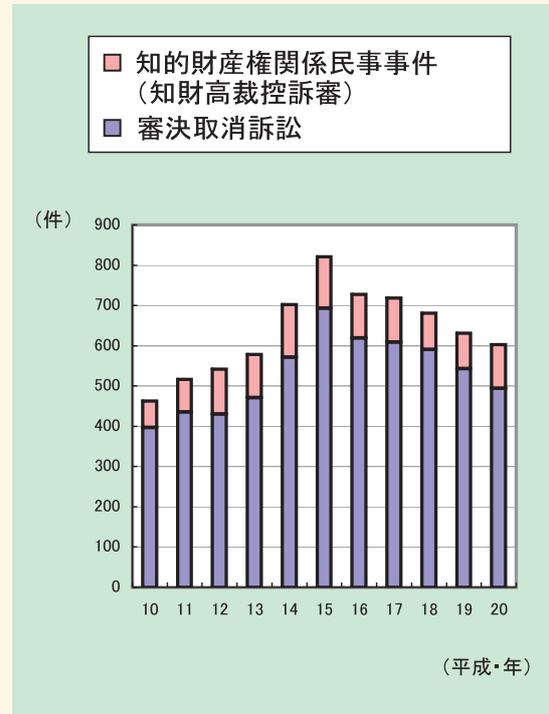


5周年を迎える知的財産高等裁判所

知的財産高等裁判所の設置

知的財産高等裁判所（知財高裁）は、知的財産権事件を専門に取り扱う裁判所として、平成17年4月に設置され、平成22年4月に設立5周年を迎えました。

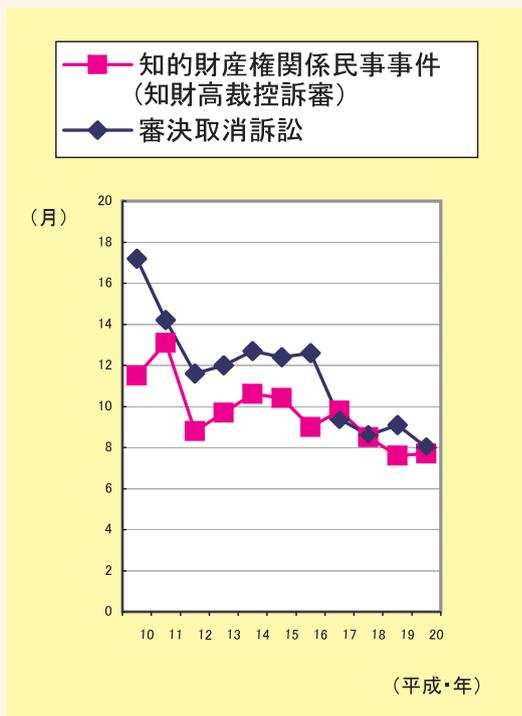
これまで、知財高裁では、ナノテクノロジーや超伝導技術に関する特許権の効力が問題となった事例、芸能人やプロ野球選手の肖像の無断使用が問題となった事例やコーラ飲料の容器が商標として認められるかが問題となった事例など、最先端の技術に関するものから日々の生活に身近なものまで、2000件を超える事例を扱ってきました。また、審決取消訴訟の平均審理期間は、知財高裁のなかった平成16年には12.6か月でしたが、平成20年には8.0か月と、この5年間で4.6か月も短縮されました（最高裁判所行政局調べ）。



既済事件数の推移

専門委員制度について

専門委員制度とは、特許権に関する訴訟のように、専門的、技術的な事項が争点となる訴訟（専門訴訟）において、その分野の専門家（専門委員）が、争点整理等の手続に関与し、裁判官や当事者に対して、公平、中立なアドバイザーの立場から、争点となっている専門的技術について説明等を行うもので、平成16年4月から導入されました。知的財産権関係の専門委員（知財高裁所属）は、平成21年12月現在、合計203人が任命されており、これまで延べ600人を超える専門委員が争点整理等の手続に関与しています（東京地方裁判所及び大阪地方裁判所での関与数を含む。）。専門委員が関与することにより、専門的、技術的事項に関する裁判所の審理判断への信頼が一層高まっています。



平均審理期間

海外からの訪問者

知財高裁は海外でも広く知られており、これまでに、オーストラリア連邦最高裁判事、アメリカ連邦巡回区連邦控訴裁判所（CAFC）判事やロシア連邦最高仲裁裁判所副長官など、アメリカ、フランス、ドイツ、ロシア、中国や韓国などから約1200人の方々が来訪し、平成21年にも、ミュンヘン第一地方裁判所裁判官などの訪問を受けました。来訪者との意見交換会では、知財高裁の実情について熱心な質疑応答がなされる場合も多く、知財高裁について情報発信する良い機会となっています。



塚原朋一所长と懇談されているミュンヘン第一地方裁判所所属のオリヴァー・シェーン裁判官（平成21年9月）

ウェブサイトを通じての情報発信

また、知財高裁では、国内外への情報発信を目的として、その設立と同時に、ウェブサイト（<http://www.ip.courts.go.jp>）を開設し、徐々にコンテンツの充実を図ってきました。まず、日本語では、知財高裁の沿革、現況、取扱事件、統計、論文などを紹介しているほか、知財高裁で言い渡された判決のデータベースを設け、毎月、掲載判決を追加しています。また、海外向けの情報発信として、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の各言語でも、沿革、現況、取扱事件、統計などを掲載し、さらに、この4月からは英訳した判決要旨を紹介するコーナーも設けられました。ご興味のある方は是非アクセスしてみてください。



知財高裁ウェブサイトのトップページ